

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その 38）

標記については、令和 3 年 11 月 10 日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、英国当局より、日本からの生鮮家きん肉に対する輸入停止措置を解除する等の通知があり、これを受けて、英国向けの家きん肉及び家きん肉製品の輸出検疫証明書の交付を再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及び EU 等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のと通りの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産又は処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

(別紙)

1 国別の対応

(1) 香港、シンガポール、ベトナム及びマカオ

2に掲げる高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）発生都道府県で生産又は処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIE の加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書が交付されるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

(2) 台湾

2に掲げる HPAI 発生都道府県で生産又は処理された殻付き家きん卵については、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、2に掲げる HPAI 発生都道府県以外で生産及び処理された殻付き卵については、令和5年3月31日までに日本を出発する貨物に対し、衛生証明書を発行して差し支えない。

なお、卵製品については、引き続き、全国において衛生証明書の発行を停止すること。

(3) EU 等

殻付き卵、卵製品、家きん肉製品及び英国向け生鮮家きん肉及び家きん肉製品を除き、全国において衛生証明書の発行を停止すること。

2 HPAI 発生都道府県

次に掲げる都道府県を HPAI 発生都道府県とする。なお、輸出先国及び発行可能期間の記載がある都道府県については、記載された期間に生産及び処理されたものに限り衛生証明書を発行して差し支えない。

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
秋田県	香港向け：次のいずれかの期間 ・令和3年10月11日以前 ・令和4年1月28日から同年3月20日までの間 ・令和4年6月10日以降 シンガポール向け：令和4年6月9日以降 ベトナム向け：令和4年6月9日以降 マカオ向け：令和4年6月9日以降
鹿児島県	香港向け：令和3年10月14日以前又は 令和4年3月4日以降 シンガポール向け：令和4年2月21日以降 ベトナム向け：令和4年2月14日以降 マカオ向け：令和4年2月14日以降
兵庫県	香港向け：令和3年10月18日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和3年12月21日以降 マカオ向け：令和3年12月21日以降
熊本県	香港向け：令和3年11月3日以前又 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和4年1月3日以降 マカオ向け：令和4年1月3日以降
千葉県	香港向け：令和3年12月21日以前又は 令和4年3月17日以降 シンガポール向け：令和4年3月22日以降 ベトナム向け：令和4年2月25日以降 マカオ向け：令和4年2月25日以降
埼玉県	香港向け：令和3年11月7日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和4年1月9日以降 マカオ向け：令和4年1月9日以降

広島県	<p>香港向け：令和3年11月7日以前又は 令和4年1月28日以降</p> <p>シンガポール向け：令和4年1月25日以降</p> <p>ベトナム向け：令和4年1月10日以降</p> <p>マカオ向け：令和4年1月10日以降</p>
青森県	<p>香港向け：次のいずれかの期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月12日以前 ・令和4年1月28日から同年3月9日までの間 ・令和4年6月10日以降 <p>シンガポール向け：令和4年6月9日以降</p> <p>ベトナム向け：令和4年6月9日以降</p> <p>マカオ向け：令和4年6月9日以降</p>
愛媛県	<p>香港向け：令和3年12月1日以前又は 令和4年3月4日以降</p> <p>シンガポール向け：令和4年2月21日以降</p> <p>ベトナム向け：令和4年2月16日以降</p> <p>マカオ向け：令和4年2月16日以降</p>
岩手県	<p>香港向け：令和4年1月13日以前又は 令和4年3月17日以降</p> <p>シンガポール向け：令和4年3月22日以降</p> <p>ベトナム向け：令和4年6月24日以降</p> <p>マカオ向け：令和4年6月24日以降</p>
宮城県	<p>香港向け：令和4年2月23日以前又は 令和4年5月12日以降</p> <p>シンガポール向け：令和4年5月4日以降</p> <p>ベトナム向け：令和4年4月26日以降</p> <p>マカオ向け：令和4年4月26日以降</p>
北海道	<p>香港向け：令和4年3月17日以前又は 令和4年6月28日以降</p> <p>シンガポール向け：令和4年6月24日以降</p> <p>ベトナム向け：令和4年6月24日以降</p> <p>マカオ向け：令和4年6月24日以降</p>